

条例見直し調書

作成年度

平成 20 年度

条例名		教育長の給与等に関する条例	
条例番号	昭和 24 年神奈川県条例第 42 号	法規集	第 14 編第 2 章第 2 節
所管部局室課	総務部人事課		
条例の概要	地方自治法第 204 条第 3 項の規定に基づき、教育長の給料、手当及び旅費並びにその支給方法について定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方自治法の規定に基づき、教育長の給料の額並びに支給方法等について、条例で定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	給料の額については、知事等特別職の給料等の額の改定に準じて、改正を行っており、また、旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、適正な内容となっている。	給料月額 月額 74 万円を下らず 93 万円を超えない範囲内
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	給料の額については、知事等特別職の給料等の額の改定に準じて、改正を行っており、また、旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、社会情勢の変化等に応じた見直しを適宜行っており、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方自治法の規定に基づき、教育長の給料の額等必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法の規定に基づき、教育長の給料等を定めるものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
見直し結果	その他		
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特記事項 報酬額等の適正化に努めるため、見直しを適宜検討し、改正を行っていく。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無